

令和5年9月29日
国土交通省

鉄道船舶通シ運送規則の規定に基づく書面掲示の実施について

令和4年6月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」、「往訪閲覧・縦覧」の7項目のアナログ規制に関する法令の規定や運用を見直すこととされ、集中改革期間（令和4年7月から令和6年6月までの2年間）に、スピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。

また、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）においても、7項目のアナログ規制の見直しについて、「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」と記載されているところです。

つきましては、今般、デジタル技術を活用した方法による、鉄道船舶通シ運送規則（昭和五年逓信省・鉄道省令）の規定に基づく書面掲示の実施について、下記のとおり周知いたします。

記

鉄道船舶通シ運送規則第2条第2項の規定に基づき実施される掲示については、引き続き物理的な方法による掲示を行うこととする。なお、併せてインターネットによる掲示等のデジタル技術を活用した方法による掲示を行うことが望ましい。

<参考資料>

- ・ デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf

- ・ （別紙）デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/f5d02df7/20220603_meeting_administrative_research_outline_08.pdf

- ・ 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf

以上